

## 平成 20 年度 協働パイロット事業の概要

H20.4.14 静岡市市民生活課

1 目的	市と市民活動団体との協働を進めるために、その試行的な事業としてパイロット事業を募集します。
2 事業実施期間	平成 20 年 7 月中旬～平成 21 年 3 月末（募集期間：5 月 12 日～5 月 30 日） 平成 21 年 3 月末までに報告書を提出すること。
3 募集内容	<p>(1) 募集事業数：4 事業（課題テーマ部門と自由テーマ部門の合計）</p> <p>(2) 1 事業当たり事業額（委託金額）：25 万円以内（消費税込）</p> <p>(3) <u>課題テーマ：市民活動団体と自治会・町内会等の連携によるまちづくり</u></p> <p>特定のテーマを目的とする NPO などの市民活動団体と、特定地域の課題を扱う自治会・町内会、子ども会、自主防災組織等の地縁団体が、連携して取り組む試行的事業。</p> <p>(4) <u>自由テーマ：分野を問わず、社会的課題の解決のための事業</u></p>
4 応募資格	静岡市内に事務所のある団体で特定非営利活動法人及び市民活動を行なっている非営利の団体。法人格の有無は問わないが、10 名以上で構成し、団体規約等を備え、事業や経理を適正に行なうことができる等の条件を満たす団体とする。
5 評価の視点	<p>事業の目的や内容が広く市民に理解されると認められる企画提案であって、次のような視点により高い評価を受けた企画提案を行った団体を選定するものとする。</p> <p>市民ニーズや社会的課題の解決に資する事業</p> <p>協働にふさわしい事業</p> <p>先駆性、創造性が認められる事業</p> <p>実行性が認められる事業</p> <p>予算の見積もりが適正な事業</p> <p>その他、市民活動の特性を生かせる事業</p>
6 審査方法	書類審査及び面接審査 市民活動促進協議会委員及び行政担当者が審査します。
7 その他	多様な視点で検討することによって事業をよりよいものにするために、静岡市市民活動促進協議会委員から助言を受ける機会を設けます。

問合せ：市民生活課総務担当（市役所 15F / TEL 054-221-1265）まで。